

## 平成30年度 グループホームときめき事業計画 (認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護)

社会福祉法人みなと寮

### 1. 位置づけと目的

介護保険法基準第89条に定める指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第18項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとなっている。

介護保険法基準第69条に定める指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとなっている。

グループホームときめきでは、上記定義に基づいて、認知症対応型共同生活介護事業は要介護者であって認知症の状態にある者を、介護予防認知症対応型共同生活介護事業は要支援2の認定を受け認知症の状態にある者を住み慣れた地域の中で専門スタッフの援助を受けながら、出来る限り自立した生活を送ることが出来るよう、生活の質を高めるように支援する目的を持っています。

\*利用定員：9名

\*事業実施地域：大阪市

### 2. 基本方針

#### 2-1 特色

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるようにご本人の意思・希望を受け止め、ご本人の状態・ペースにあわせ、入浴、排泄、食事等の日常生活場面での支援や機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

また、ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

#### 2-2 専門性

事業の専門性として、利用者の援助に際して、精神的・身体的・社会的な面から総合的に関わっていきます。

認知症高齢者は病状・程度等は個人によって異なり、出現する周辺症状・精神症状も複雑・多様であり、日常生活動作能力・知的能力も異なります。また、その時々により理解力・判断力等は異なり容易に変化します。

このような認知症高齢者に対しては「認知症高齢者の心の向き（何を望んでいるのか、どうしたいのか等）を把握した上でそれに沿ってその認知症高齢者の生き方を援助していく」事が基本になってきます。

そのためにも、要介護認定調査・要介護度、ご本人やご家族・関係者の希望などに基づいて介護計画を作成し、利用者個人個人にあった専門的援助を実施していきます。

#### 2-3 連携

事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や

協力医療機関に加え、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、日本認知症グループホーム協会、大阪認知症高齢者グループホーム協議会、大阪市グループホームネットワーク、港区地域密着型サービス事業者連絡会、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、家族や関係者・地域の社会資源・マンパワー等との連携に努めます。

港区内には現在7カ所のグループホームと1カ所の認知症対応型通所介護と2カ所の小規模多機能型居宅介護があります。それぞれ社会福祉法人、医療生協、株式会社、有限会社と母体は異なりますが、スタッフの交流を図ったり定期的に勉強会を行う等、各グループホームが互いにレベルアップできるように努めると共に、協力、連携体制強化を図ります。

## 2-4 人員

当事業所は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第34号)(大阪市条例第27号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生省令第36号)(大阪市条例第32号)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

## 3. 理念・運営指針(目標)

ときめきの理念は「この町でみんなと笑顔でときめきたい」です。

ときめきには高齢となり、認知症等の疾患を抱え、自宅や地域での生活が困難になった方が入居されています。

利用者が残存能力を発揮し、スタッフと一緒に生活の基盤であるときめきを中心として、可能な範囲で家族や関係者の方々・地域の協力を得ながら笑顔で心ときめく生活を送るということを心の拠り所として援助・介護を行います。

上記の理念に基づいて運営指針を設定します。指針は短期(1~2年)・中期(3~6年)・長期(7~10年)に分け、それぞれの目標を設定し、その目標の実現と現場で抱えている課題・問題の解決に向けて努力していききたいと思います。

### 短期(1~2年)

認知症を患った方と生活を共にし、援助・介護を行うということはある程度スタッフの知識・技術・想いがあっても、現場では困難やストレスを伴うことも多くあります。又、利用者の状態は1日の中でも変化し、段々と認知症が重度化・ADLが低下されているのが現状です。そのような課題や困難・不安を抱えながらもその人らしく生活されている利用者を支えていくために、小規模の事業所であるという利点を活かし、家庭的な雰囲気・思いやりを大切にし、安心できる環境作りを行っていききたいと思います。

社会的には近年、介護職の確保が困難な状況が続いています。法人全体で生活支援員(介護職員)の確保に取り組み、年間を通してゆとりのある充実した認知症ケアサービスが提供できるよう努めています。

現在も様々な取り組みがされていますが、引き続き法人内介護保険施設・事業所との連携を深めていきます。

### 中期(3~6年)

利用者全員が認知症等の疾患を抱えておられ、環境の変化に順応できずストレスになったり不安が続いたりすることもあります。

医療的なケアが重視される中、地域医療機関とのより密な連携を模索していきます。

人材面では、ケアの専門性を高めるため、認知症介護実践者研修実践研修・リーダー研修・認知症ケア専門士等の資格取得者の配置を充実させるとともに、スタッフの認知症ケアに関する学習を継続し、資格取得をすすめていきます。

現在、認知症ケア専門士を1名配置し専門性を高めるように努めています。

介護保険制度の改定、社会の変化等による影響を受ける場合もありますが、利用者にとって安心できる環境づくりと、常に安定した運営が出来るように努めていきます。

また、現在も随時連絡等は取っていますが、港区内での地域密着型サービス事業者とのネットワークの構築と情報交換・研修会等によるケアの充実を図り、他事業所との連携を深めていきたいと思えます。

利用者の生活・職場環境を快適に出来るようにスタッフの各種研修への参加・引き継ぎ研修はもちろんのこと、自己研鑽も行いながら、事業所と共にスタッフも成長・進歩することが出来るように努めていきます。

団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定されました。

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進していくため、以下の7つの柱を中心に地域社会づくりに積極的に参加していきます。

I 普及・啓発、II 医療・介護等、III 若年性認知症、IV 介護者支援、V 認知症など高齢者にやさしい地域づくり、VI 研究開発、VII 認知症やご家族の視点重視

#### 長期（7～10年）

開設後20年の実践を行う中で、利用者個別の対応では利用者の状況や思い・希望・不安等は刻々と変化し、喜怒哀楽の感情をコントロールすることが困難なケースが多くみられます。

その場その場でスタッフが工夫して対応することも必要になりますが、理想としては認知症ケアの基本的な考え方や技術・理念を全員で理解・共有し、利用者が安心・安定して快適にこの町でときめきながら生活することが出来るグループホームを目指し、地域における認知症ケアモデルの構築を最大の目標として努力していきます。

認知症高齢者が地域で安心して生活できるように実践を積み重ねて習得した知識や技術を還元し、情報公開を行う中で可能な限りグループホームを開放する等地域とのつながりを更に強化できるように努めていきます。

#### 4. 契約書、重要事項説明書、サービス利用票及び苦情解決システム、個人情報保護

利用に際しては、法人と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。

利用に際しては、基本的には居宅支援事業者の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画のサービス利用票に基づき、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者及びその家族に対し十分な説明を行い、同意を得た上で、介護計画に基づきサービスを提供します。

また、利用者及び家族からの、サービスその他に関わる苦情に関しては、窓口（お客様サービス係）・意見箱を設けて、第三者の監督の下、迅速かつ適切に解決・改善していきます。

個人情報保護法に基づき、個人の権利・利益の保護のために、サービス事業者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等適正に取り扱うように管理体制を構築します。

#### 5. 介護計画の作成

##### 5-1 介護計画

計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の要介護認定調査・要介護度、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

##### 5-2 利用者・家族への説明

計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画を利用者及び家族に対し

て、その内容について説明し同意を得るものとします。

### 5-3 介護計画作成に当たって

認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態を適切に評価・把握し、利用者の希望や家族・関係者等からの情報・意見の収集に努めます。全職員に介護計画を周知し、作成後は介護計画に基づいたサービスの提供が実施されているか、実施状況の把握を行い、利用者の心身状況の変化が見られた場合等、必要に応じて介護計画の変更及び要支援認定・要介護認定区分変更手続きを行います。

## 6. 自己決定権の尊重

グループホームにおける生活では、認知症高齢者の人権を最大限に配慮した援助を行います。認知症高齢者は提供されるサービス・日常生活における様々な場面において自身での決定が困難な場合もありますが、大規模な施設・病院とは違い、少人数の共同生活の場である認知症対応型共同生活介護故の柔軟な対応を行います。個人の意志を受け止めて自己決定権を尊重し、自分らしい生活ができるように個別援助を行います。更に、家族や関係者に対し、その状況を公開し、明確で開放的な援助を実施していきます。

理解量・判断力が低下しつつあり、ご家族等のご協力が見込まれない場合、成年後見制度や任意後見制度を活用してご本人の意思を尊重したケアを実施します。

## 7. プライバシーの保護

認知症高齢者の人権尊重はもとより、生活の尊厳を守るためにもプライバシーの保護を徹底します。食堂や談話コーナー、浴室、トイレ等の共同生活の空間もありますが、居室という利用者個人の空間を活用し、認知症高齢者の立場に立ち、一人一人のプライバシーを大切にしたいサービス・援助の提供を行います。

## 8. サービスの質の向上と生活の質の向上

認知症高齢者に提供するサービスの本質を、サービスの向上と生活の質の向上という2つの視点から整理し、良質なサービスを提供できるように専門スタッフとしての自覚をもち努力していきます。学びを怠らず、常に最新の認知症ケア情報を収集し、現場のケアに活かしていきます。

## 9. 日常生活援助

### 9-1 日常の清潔と衛生

認知症高齢者は、生活において起床・洗面・更衣・入浴・排泄等の身につけていた生活習慣が失われていくことが多いので、これらの生活習慣をできるだけ維持していくことができますようにします。洗面や理・美容により、身だしなみを整え、人間らしく生活することを大切にしていきます。

また、洗面・更衣を行うことにより昼夜の区別を付け、生活リズムを確立することが出来るように援助します。

### 9-2 食事と栄養

食べるということは認知症高齢者にとって、自分でできる最も基本的な動作であり、生活の中で大きなウェイトを占めています。ときめきでは第2愛港園の栄養士が作成した献立を基に、個人の嗜好を取り入れた献立をたて、利用者と共に近隣のスーパー・商店街等へ買い物に出かけ、共同で調理をし、一人一人ができることを分担し、食事の準備・後かたづけ等に主体的に関わっていただけるように働きかけていきます。

また、栄養のバランスを考えながら、利用者のニーズ・体調・ADL（過食・拒食・治療食・食材の大きさ、形態等）に対応した援助を行います。

### 9-3 入浴援助

入浴は、体調確認を行い、午後からの時間帯にゆったりと入浴していただくようにします。自分で行えることは時間をかけてでも行っていただき、スタッフは安全に注意を払い、身体面の異常のチェック・清潔の保持、必要最低限の援助のみを行います。

入浴することにより血液循環を良くし清潔を保持しますが、入浴を嫌がったり、援助を拒む方もあり、入浴しても自ら洗えない方もおられます。誘導・更衣・洗う方法等個人の意向

・ペースの尊重を第一に考え、それぞれの利用者と関わっていく中で工夫し、羞恥心やプライバシーに配慮しながら援助していきます。

#### 9-4 排泄援助

排泄援助においては常に利用者の羞恥心に配慮して行います。また、排泄状況の把握のため、排便のチェックを行ったり、失禁・失便が続くことによる尿路感染等の予防・清潔を保持できるように努めます。そして排泄援助についても個別性を重視し、個々の状態・ペースにあわせて随時の援助を行っていきます。

#### 9-5 口腔清潔援助

起床時・毎食後に口腔清潔（歯みがき・義歯洗浄・うがい〔歯科医のアドバイスによりウーロン茶にて〕）を行うことにより、食物残渣物等を取り除き口腔内を清潔に保つと共に口腔内や自歯・義歯に異常がないか確認します。口腔機能低下防止に努め、異常等が見られた場合は速やかに歯科受診できるように援助します。

また、外出や通院等から帰宅した際にはうがいをを行い、感染症の予防に努めるように援助します。

### 10. レクリエーション等

#### 日常生活面でのレクリエーション等

日常生活において特に日課等は設定せず、買い物・レクリエーション・散歩・季節毎の室内装飾・書道・手工芸・園芸等の手先や体を動かすこと、自然とふれあう等残存機能を活かした活動を行い、また車等で外出をするときや誕生会・お盆・年末年始の帰省等の行事を実施するときは、利用者・家族の希望を取り入れて行います。

#### <今年度の主要行事>

花見・ピクニック・造幣局観桜会(4月). 端午の節句(5月). 七夕祭り(7月). 納涼会・お盆帰省・花火(8月). 敬老祝賀会(9月). クリスマス会・餅つき(12月). 新年祝賀会・初詣・正月帰省(1月). 節分(2月). 雛祭り(3月). てくてく行こう会(5・10月). 外食会(6・7・8・11・2・3月)

#### 11. 安全対策

高齢者は運動機能や感覚機能の低下により、些細なことからも事故を起こしやすいと言われます。認知症高齢者は危険の予測や状況判断も困難なことが多く、日常生活の活動の中で事故に結びつく可能性が高いので、個別に対応していく中で危険を予測し、事故に結びつく可能性のある要因を取り除き、事故を予防する等万全の対策を立てていきます。

毎月1回（必要に応じて随時）事故発生予防委員会を開催し、構造・設備面での事故防止策はもちろんのこと、日常生活面においても転倒・転落等に十分注意して援助を行っていきます。

#### 12. 家族との関わり

利用者にとって家族とのつながり、家族の支えや協力は非常に大切なものなので、家族との交流については利用者や家族の状況等に配慮しながら随時調整し、積極的に取り組んでいきます。面会時間は特に設けず、自由に来訪していただき、希望があれば居室と一緒に宿泊していただきます。日々の生活や行事等に家族の参加・協力を呼びかけたり、お盆や正月（年末年始）の帰省を働きかける等して、利用者を取り巻く関係者や関係機関が一体となった支援体制の確立に努めます。

#### 13. 社会貢献

ホームの設備や機能の情報公開は、地域住民に高齢者福祉サービス提供の拠点としての認識や評価を頂き、選択されるために重要なものです。

現在の高齢者福祉の事業展開には、地域の信頼を得た地域密着型運営が求められてい

ます。そのためには地域包括支援センターとの連携、ボランティアや実習・見学等の受け入れを積極的に行い、定期的に運営推進会議を実施します。

又、加入している町内会の地域ふれあい食事会を初めとする諸行事・地域活動協議会に参加したり、日常の散歩・利用者と一緒に近隣清掃活動等で地域との交流を深め、協力体制を構築できるように努めます。

## 14. 防災対策

### 14-1 災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災自主点検の日と定めて防災設備等の点検管理を行い、不備・欠陥のないよう安全の確保に努めます。

### 14-2 防災教育

消防計画書並びに地震防災応急計画書にしたがった、人命安全防護のための教育を、職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底を図ります。

緊急時に備え、緊急対応マニュアルを作成し、これを理解・習得する事で人命保護を最優先に行動できるよう努めます。

### 14-3 避難・消火訓練

発災時の被害を最小限にとどめるため、スプリンクラー・火災通報装置・火災報知器等を設置しています。更に自衛消防隊を組織し通報連絡・避難誘導・消火の訓練は毎月行います。

港消防署立ち会いのもと、法人内施設における総合自衛消防訓練を年2回行います。

又、所轄消防署主催の応急処置講習会等に参加し防災能力の向上に努めます。

## 15. 職員の資質向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は、本来自己啓発が基本ですが、利用者のサービスに低下を来さぬよう施設内外の研修に、極力多数が参加できるように努力します。

研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にし職員全員で共有できるようにします。

ホームの方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の養成につとめ、全ての領域にバランス良く目配りしながらサービスを提供出来るように幅広く、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、認知症ケア専門士等）取得、又、認知症介護研修の受講等を積極的にすすめていきます。

### 15-1 研修

スタッフはホーム内・法人内・外部における研修に参加し、社会福祉に関する知識や技術・一般常識等を養い、また、日本認知症グループホーム協会、大阪認知症高齢者グループホーム協議会、大阪市グループホームネットワーク、港区地域密着型サービス事業者連絡会に参加し、情報交換等を行い専門的知識・技術を向上させていきます。

### 15-2 諸会議

スタッフ会議等の諸会議を定期的で開催し、様々な問題等に対して十分な討議を行っています。

#### ①スタッフ会議（月1回）

スタッフ全体を対象として開催され、具体的なグループホーム運営、利用者へのサービス向上等の討議を行い、対応等を決定する重要な会議であり、協議決定機関としての機能を果たします。

そして、グループホームのあり方や社会福祉の現状等についても、スタッフ全員で協議していく場を提供していきます。

スタッフ会議のテーマ

1. 事業予定（行事）の検討
2. 職場運営（サービス全体について）
3. グループホーム運営の方向性の確認
4. その他の緊急課題についての協議・討議

#### ②ケアカンファレンス（月1回）

利用者の介護計画立案と個別ケア・プログラムの策定、その実施・経過の検討と評価、その他、利用者のサービス・援助に関する問題等を話し合います。

#### ③防災会議（月1回）

防災対策・緊急時の対応方法等について話し合い、常にスタッフの防災意識・緊急時における対応についての高揚に努めます。

#### ④事故発生予防委員会（月1回）

高齢者は筋力低下や可動域制限、視力・聴力の低下などを併せ持つ事も多く、事故や転倒・転落等の危険を常に持ちながら生活をしています。危険を察知したり、回避したりする能力も低下しているため、日常生活を援助する中で「ヒヤリ・ハット」した事、事故につながった事を基に情報を共有・検討し、未然に防ぐ事が出来るように環境を整え、支援する体制を整えます。

#### ⑤行動制限廃止委員会（月1回）

行動制限を「事故防止対策」として安易に正当化することなく、高齢者の立場に立って、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢のもと、常に「ケアの本質とは何か」を考え、本人の意思を尊重した生活が出来るようにスタッフの発想の転換を図り、意識の向上に努めます。

#### ⑥運営推進会議（隔月）

利用者及びその家族・関係者、地域包括支援センター職員、港区社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、区内の小規模多機能型居宅介護所長、法人の役員、スタッフが参加し、利用者の生活支援・グループホームの運営等について建設的な意見交換を行っていきます。毎回「ときめきだより」を発行し、近況報告を行う等内容の充実を図っています。

今後も関係者・地域のご協力を頂いてさらに運営推進会議を活性化できるように工夫して行きます。

#### ⑦法人内施設連絡会議（月1回）

法人内の各施設の問題を持ち寄り、各施設の特長を生かしつつ、問題の共有化を行いながらそれぞれの施設の活性化を図っていきます。

#### ⑧ミーティング（日2回）

利用者の一日の状態・諸問題等を報告・確認し、スタッフ間での連絡の徹底をはかります。

### 16. 外部評価・自己評価の実施及び情報公開

年1回の自己評価の実施、外部評価の受審が義務付けられています。外部評価の結果はWAM-NETで公開されますが、結果を見ていただくという他動的な方法だけでなく、利用者や家族・地域に対して運営推進会議にて報告したり、関係機関等に結果を送付する等、自ら情報公開に努めます。

## 平成30年度 グループホーム ときめき 事業計画

月	行 事	食事サービス	災 害 対 策
4 月	花見 ピクニック	花見（野外食）	消防計画書策定 管理者教育 総合訓練 新任職員研修・防災機器の取り扱い説明 防災設備総合機器点検
5 月	端午の節句 てくてく行こう会	特別献立 （憲法記念日・端午の節句・母の日）	視聴覚指導 防犯訓練 地震災害応急対策訓練
6 月	外食会	特別献立（虫歯予防デー・父の日）	応急手当講習 （救命処置・AED） 自衛消防隊員教育
7 月	七夕祭り 外食会	特別献立 （七夕・土用丑）	夜間想定防災訓練
8 月	お盆（納涼会） お盆帰省、外食会 花火・祭り（地域）	特別献立 （お盆）	合同消防訓練
9 月	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	特別献立 （防災の日・敬老の日・秋分の日）	防災月間
10 月	てくてく行こう会	特別献立（お月見）	防災訓練 地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11 月	外食会	特別献立（文化の日）	総合訓練 秋季全国防災予防運動 視聴覚指導
12 月	クリスマス会 餅つき 年末帰省	特別献立 （冬至・天皇誕生日・クリスマス・忘年会・年越し）	年末年始災害防止特別警戒 防犯講習 自衛消防隊員教育
1 月	年始帰省 新年祝賀会 初詣・書き初め	特別献立 （おせち料理・七草・小正月）	年末年始災害防止特別警戒
2 月	節分 外食会	特別献立 （節分・建国記念の日・聖バレンタイン）	地震災害応急対策訓練
3 月	創立記念日 雛祭り 外食会	特別献立 （雛祭り・初ハゲ・春分の日）	春季全国火災予防運動 合同防災訓練（消防署立ち会い）
定 例	誕生会（入居者誕生日） 地域ふれあい食事会（月1回）ただし8・9・1月は休み 地域ふれあい喫茶（月1回）ただし8・9月は休み 運営推進会議（2ヶ月に1回）	特別献立（入居者誕生日） ティータイム（毎日2回）	防災会議（月1回） 防災訓練（月1回） 防災自主点検（月1回）

## 平成30年度　ときめき内部研修会

	研 修 内 容
4月	認知症介護研修
5月	緊急時対応(利用者急変時等)の対応・緊急救命講習・AED使用方法
6月	食中毒について
	介護技術向上に向けての取り組み①(排泄介助)
7月	介護保険制度の現状と今後の動向について
8月	身体拘束廃止に向けての様々な取り組みについて(人権研修)
9月	介護技術向上に向けての取り組み②(入浴・更衣・移乗)
10月	感染症予防及び対策について
11月	非常災害時(火災・地震)の対応について
12月	リスクマネジメント(介護事故について)
1月	生活支援員(介護職員)に求められる倫理観について(人権研修)
2月	平成31年度事業計画について
3月	介護技術向上に向けての取り組み③(食事介助)